

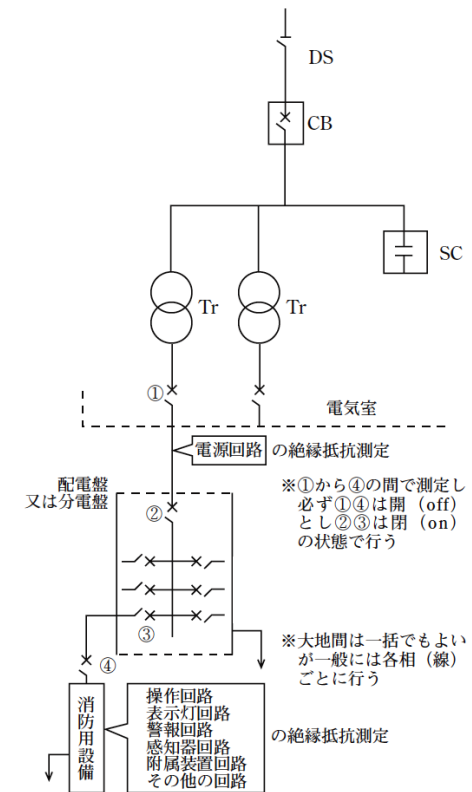
第 26 配線

総合点検

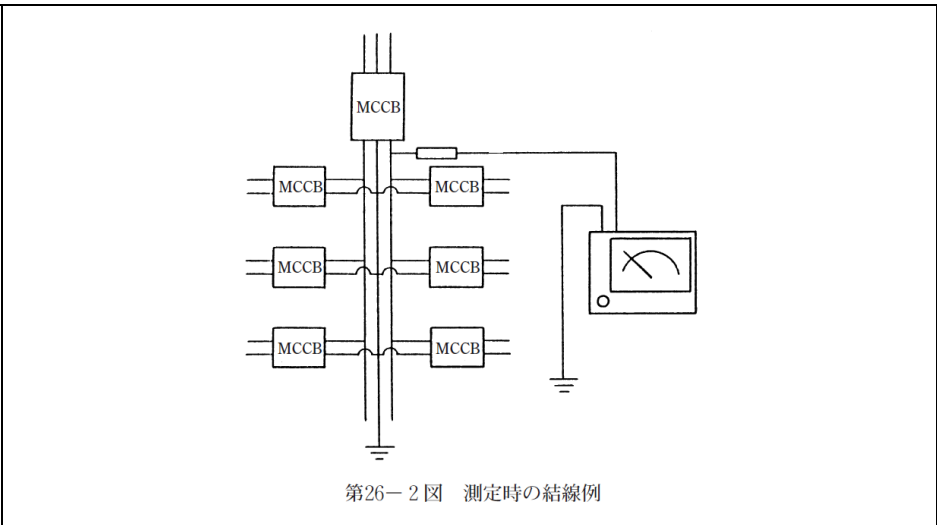
点 検 項 目	点 検 方 法	判 定 方 法 ・ 留 意 事 項 (※)
専 用 回 路	目視により確認する。	<p>ア 消防用設備等専用である旨の表示があり、表示に汚損、不鮮明な部分がないこと。</p> <p>イ 消防用設備等への配線の途中で他の負荷のための配線を分岐させていないこと。ただし、消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）第 25 条第 3 項第 4 号イただし書に規定する火災通報装置又は火災通報装置の基準（平成 8 年消防庁告示第 1 号）第 3 第 16 号の規定により I P 電話回線を使用する火災通報装置に係る回線終端装置等であって、その電源が、分電盤との間に開閉器が設けられていない配線からとられており、かつ、当該配線の接続部に火災通報装置用のものである旨又は火災通報装置に係る回線終端装置等用のものである旨の表示があり、振動又は衝撃により容易に緩まないように措置されている場合は、この限りでない。</p>
開 閉 器 及 び 遮 断 機	目視により確認する。	<p>ア 損傷、溶断、過熱、変色等がないこと。</p> <p>イ 接続部が確実に接続されていること。</p>
ヒ ュ ー ズ 類	目視により確認する。	<p>損傷、溶断等がなく、回路図等に示された所定の種類及び容量のものが使用されていること。</p> <p>※ ヒューズ容量は電気設備に関する技術基準の解釈第 37 条に基づいて取り付けられていること。</p>
絶 縁 抵 抗	<p>(1) 測定電路の電源を遮断し、検電器等で更に充電の有無を確認してから第 26-1 図に示す箇所の絶縁抵抗を確認する。</p> <p>(2) 側定時の結線は、第 26-2 図のように行う。</p> <p>(3) 低圧電路にあつては、開閉器又は遮断器の分岐回路ごとに大地間及び配線相互間の絶縁抵抗値を 100V、125V、250V 又は 500V の絶縁抵抗計を用いて測定する。ただし、配線相互間で測定困難な場合は測定を省略してもよい。</p> <p>(4) 高圧電路にあつては、電源回路相互間及び電源回路と大地との間の絶縁抵抗を 1,000V、2,000V 又は 5,000V の絶縁抵抗計を用いて測定する。</p>	<p>電源回路、操作回路、表示灯回路、警報回路、感知器回路、附属装置回路、その他の回路の絶縁抵抗値は第 26-1 表の左欄に掲げる使用電圧の区分に応じ、それぞれ右欄の数値以上であること。</p> <p>※(ア) 静電容量の大きいコンデンサやケーブルなどでは電源を切っても、しばらくの間、電気が残留することがあるので電気を切ったからといって、すぐ電気回路に触れることは危険であるので感電に留意し必ず回路を接地する必要があること。</p> <p>(イ) 静電容量の大きい機器やケーブルなどの場合は、充電電流が流れるので、指針が落ち着いた時点で読みとること。</p> <p>(ウ) 測定開始時で回路を遮断する場合は、負荷側から行い終了時の開閉器の投入は電源側から行うこと。</p> <p>(エ) 測定器は水平にして測定すること。</p> <p>(オ) 他の法令により点検が実施されている場合は、その測定値をもってあてることができる。</p>

第26-1表

回路の使用電圧の区分		絶縁抵抗値 [MΩ]
300V以下	対地電圧 150V以下	0.1
	対地電圧 150Vを超え 300V以下	0.2
300Vを超えるもの		0.4
3,000V 高压電路		3
6,000V 高压電路		6



第26-1図 測定箇所



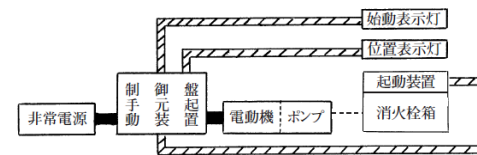
耐火保護

目視により確認する。

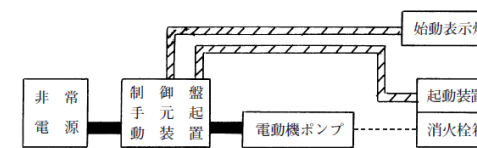
ア 電源回路にあつては、耐火配線であり露出配線の場合は、耐火電線又はMIケーブルに損傷等がなく、金属管等を用いて埋没（耐火電線又はMIケーブル以外の電線を用いる場合）されている場合は、その埋没部分のコンクリート等が脱落して露出していないこと。

イ 電源回路以外（操作回路、警報回路、表示灯回路等）にあつては、耐火配線又は耐火熱配線であつてその保護部分に損傷等がないこと。

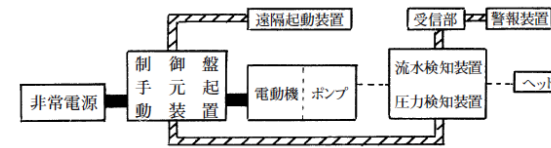
ア 屋内消火栓設備



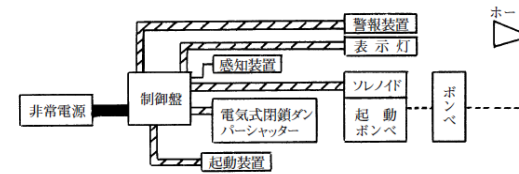
イ 屋外消火栓設備



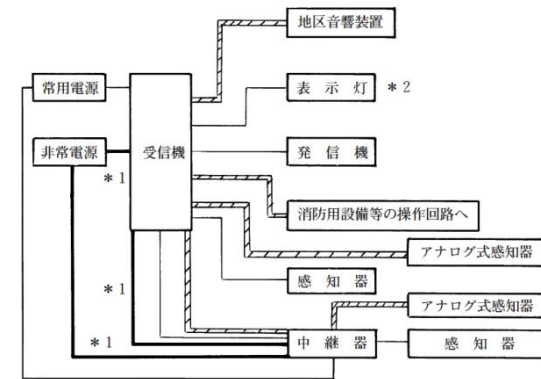
ウ スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備



エ 不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備

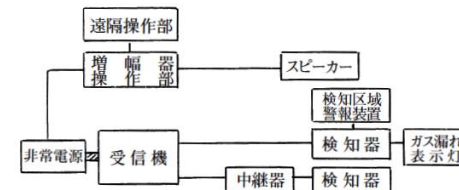


オ 自動火災報知設備

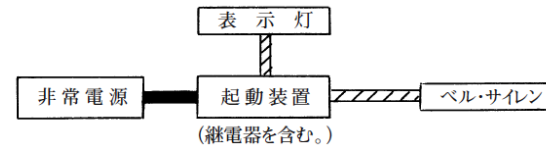


注 * 1 中継器の非常電源回路(受信機又は中継器が予備電源を内蔵している場合は一般配線でよい。)
 * 2 発信機を他の消防用設備等の起動装置と兼用する場合、発信機上部表示灯の回路は、非常電源付の耐熱配線とすること。

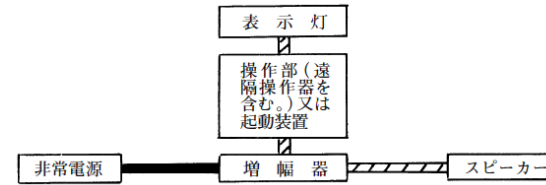
カ ガス漏れ火災警報設備



キ 非常ベル、自動式サイレン



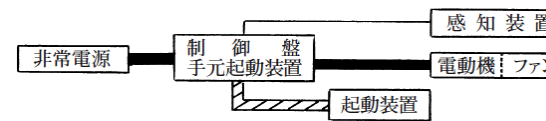
ク 放送設備



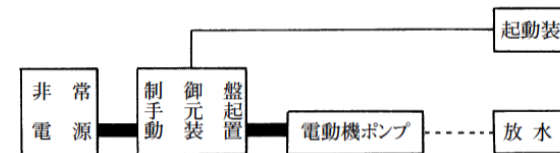
ケ 誘導灯



コ 排煙設備



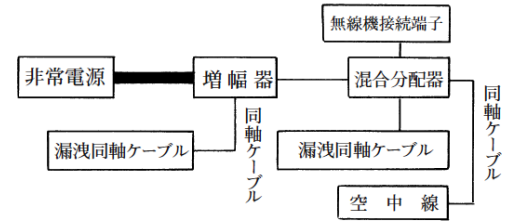
サ 連結送水管



シ 非常コンセント設備



ス 無線通信補助設備



(注) 太線は耐火配線、斜線は耐熱配線、一線は一般配線、---は水管又はガス管を示す。

第26-3図 耐火・耐熱保護配線の範囲

第26-2表 耐火・耐熱保護配線の電線の種類と工事方法

電線の種類		工事方法
耐火配線	600V二種ビニル絶縁電線 ハイパロン絶縁電線 四ふつ化エチレン絶縁電線 シリコンゴム絶縁電線 ポリエチレン絶縁電線 架橋ポリエチレン絶縁電線 EPゴム絶縁電線 アルミ被ケーブル 鋼帯がい装ケーブル CDケーブル 鉛被ケーブル クロロプレン外装ケーブル 架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル 架橋ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブル ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブル ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル EPゴム絶縁クロロプレンシースケーブル バスダクト	1. 金属管、二種金属製可とう電線管又は合成樹脂管に収め耐火構造で造った壁、床等に埋没されていること。ただし、不燃専用室、耐火性能を有するパイプシャフト及びピットの区画内に設ける場合（他の配線と共に敷設する場合は、相互に15cm以上隔離するか、不燃性の隔壁を設けたものに限る。）にあつては、この限りでない。 2. 埋設工事が困難な場合は、前1と同等以上の耐熱効果のある方法により保護されていること。
	耐火電線 MIケーブル	ケーブル工事等により施工されていること。

		<p>600V二種ビニル絶縁電線 ハイパロン絶縁電線 四ふつ化エチレン絶縁電線 シリコンゴム絶縁電線 ポリエチレン絶縁電線 架橋ポリエチレン絶縁電線 EPゴム絶縁電線 アルミ被ケーブル 鋼帯がい装ケーブル CDケーブル 鉛被ケーブル クロロプレン外装ケーブル 架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル 架橋ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブル ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブル ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル EPゴム絶縁クロロプレンシースケーブル バスダクト</p>	<p>金属管工事、可とう電線管工事、金属ダクト工事又はケーブル工事（不燃性のダクトに敷設するものに限る。）により敷設されていること。ただし、不燃専用室、耐火性能を有するパイプシャフト及びピットの区画内に設ける場合（他の配線と共に敷設する場合は、相互に15cm以上隔離するか、不燃性の隔壁を設けたものに限る。）にあつては、この限りでない。</p>
		<p>耐熱電線 耐火電線 MIケーブル 耐熱光ファイバーケーブル</p>	<p>ケーブル工事等により施工されていること。</p>